

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成26年(2014年)4月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 4月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 4月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】認知者は,民法786条に規定する利害関係人に当たり,自らした認知の無効を主張することができ,この理は認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異なるないと判示(平成26年3月28日最高裁平成25年(受)第442号)

【2】離婚後,親権者と養親との共同親権に服していた子につき,他方の実親が,確定した親権変更審判に基づき親権者変更を届出たが,審判手続きの不適法により不受理処分とされた。最高裁は同審判による形成力により親権変更が生じるとし,不受理処分はできないと判断(平成26年4月14日最高裁平成25年(許)第26号)

【3】都市銀行Yから投資信託を購入したX(当時60歳,年金受給者)が,主位的に意思無能力,錯誤による契約の無効,予備的にYの適合性原則違反,説明義務違反等による損害賠償等を請求した。一部認容の原判決を取消し,Xの請求をいずれも棄却した(平成24年9月12日大阪高裁平成24年(ネ)第1012号)

【4】借主A,Bに融資をした信用金庫Xが信用保証協会Yに各保証債務の履行を求めたが,Yが同借主は暴力団が実質的に経営する会社であるとして錯誤による保証契約の無効,保証条件違反による保証人の免責等を主張した。Xの請求は原審,控訴審において棄却された(平成25年10月31日東京高裁平成25年(ネ)第3408号)

【5】NHK(原告・控訴人)がTV受信機の設置者(被告・被控訴人)に受信機設置翌月以降の受信料の支払等を求めた事案。設置者は,放送受信契約締結の申込承諾義務があるとして,その承諾の意思表示請求及び受信機設置時に遡及しての未払受信料支払の請求を認容した(平成25年12月18日東京高裁平成25年(ネ)第4864号)

【6】借主Aに融資したX銀行が信用保証協会Yに各保証債務の履行を求めたが,Yが借主は暴力団が実質経営する会社であるとして錯誤による保証契約の無効,保証人の免責等を主張した。Xの請求を認容した原審を不服としてYが控訴したがYの請求は棄却された(平成26年3月12日東京高裁平成25年(ネ)第3489号,同4956号)

【7】法定相続人Xは,被相続人がY銀行に預けていた貯金につき法定相続分相当額の支払を求めたがYが拒否したため,その払戻請求,並びにYの拒否を不法行為として損害賠償請求をした。Xの払戻請求権は認容されたが,支払拒否は不法行為に該当しないとした(平成25年10月29日東京地裁平成24年(ワ)第26343号)

(知的財産)

【8】特許権者である原告が特許無効成立審決の取消を求めた事案。ソレノイド駆動ポンプの制御回路に関する特許発明が携帯型パソコン等の電子機器に関する刊行物1発明に基づき当業者が容易に想到できたものであるか否かが争われ,容易想到とした審決が取消された(平成26年3月25日知財高裁平成25年(行ケ)第10193号)

【9】特許無効審判の請求人である原告が特許無効不成立審決の取消を求め,甘味閾値の測定方法が訂正明細書に記載されていなくとも特許請求範囲記載の「甘味を呈さない量」が特許法36条6項2号の明確性の要件を満たすかが争われ,審決が取消された事例(平成26年3月26日知財高裁平成25年(行ケ)第10172号)

【10】原告商品のノンアルコールビールにつき輸入者が被告であることを記載したシールを貼って販売した行為が原告商標権の侵害として原告が損害賠償を求め,その損害算定が争点となった。被告の売上から費用等を控除しさらに30%の寄与度減額をして損害額と認定した(平成26年3月27日大阪地裁平成24年(ワ)第13709号)

(民事手続)

【11】A社とB社間の匿名組合契約上の地位をY社がAから1円で譲り受けたことでXとAとの間の共同事業協定に基づくXの利益分配等請求権が侵害されたとしてX社がYに損害賠償等の支払を求めたが,原審でXの請求が棄却され,Xの控訴

も棄却された(平成24年6月28日東京高裁平成23年(ネ)第7656号)

【12】民事訴訟法79条1項に基づく担保事由消滅とは上訴において担保提供者の勝訴判決が確定した場合等をいい一部勝訴の場合これにあたらなかった原決定を取消し、賠償金等を全額弁済し損害賠償請求権行使の余地がなくなっている場合は担保事由は消滅するとした(平成25年7月19日東京高裁平成25年(ラ)第1260号)

(刑事法)

【13】医療観察法に基づく入院等申立事件において原々審は殺人未遂行為及び心神喪失状態を認めたが医療不実施を決定し、対象者が抗告、原審は抗告を不適法却下、再抗告においても、対象行為の認定を争う場合でも抗告は許されないとし、原決定が維持された(平成25年12月18日最高裁平成25年(医へ)第34号)

【14】暴力団関係者の利用を禁止しているゴルフ場において暴力団関係者であることを申告せず行ったビジターとしての施設利用の申込(施設側が暴力団関係者該当の有無を書面又は口頭で確認を求めた事実はない)が、詐欺罪には当たらないとされた事例(平成26年3月28日最高裁平成25年(あ)第3号)

【15】入会の際に暴力団関係者を同伴しない旨誓約したゴルフ倶楽部会員において、同伴者が暴力団関係者であることを申告せずに同人に関するゴルフ場の施設利用を申し込み、施設を利用させた行為が刑法246条2項の詐欺罪に当たるとされた事例(平成26年3月28日最高裁平成25年(あ)第725号)

【16】約款で暴力団員からの貯金の新規預入申込みを拒絶する旨定めている銀行の担当者に対し、暴力団員であるのに暴力団員でないことを表明、確約して口座開設等を申し込み通帳等の交付を受けた行為が詐欺罪に当たるとされた事例(平成26年4月7日最高裁平成24年(あ)第1595号)

【17】被告人(厚生労働省課長)は実体のない障害者団体の会長等と共謀、同団体が郵便割引の適用団体とする内容虚偽の郵便割引に関する公的証明書を発行したとして虚偽有印公文書作成・同行使被告事件として起訴されたが共謀の事実は認定できないとし無罪とされた(平成22年9月10日大阪地裁平成21年(わ)第3275号)

【18】現住建造物等放火、殺人、殺人未遂事件の被告に対する死刑判決において、絞首刑は憲法36条の定める「残虐な刑罰」には当たらず憲法31条にも反せず合憲と判示(平成23年10月31日大阪地裁平成21年(わ)第6154号)

(公法)

【19】先行の住民訴訟として檜原村が囑託員に支払った賃金等を違法として村長に損害賠償請求がなされたが、村議会は同請求権を放棄、村長は債権放棄の意思表示をした。本件原審は議決を違法とし債権放棄を無効としたが、本判決は議決を是認し債権放棄を有効とした(平成25年8月8日東京高裁平成25年(行コ)第60号)

【20】公益財団法人に株式を寄付したが、租税特別措置法(平成20年改正前)第40条1項後段の規定による譲渡所得の非課税の不承認処分がされた。同処分の取り消し訴訟で、配当金の使用が同条の公益増進の要件を満たさないとし、これが適法と認められた事例(平成25年9月12日東京地裁平成24年(行ウ)第303号)

【21】千葉県がんセンター手術管理部所属の麻酔科医であった原告が、手術管理部部長から手術麻酔の担当から外す等の報復措置を受け退職を余儀なくされたとして千葉県に国家賠償法に基づき損害賠償を求めたところ、同部長の違法行為に対し慰謝料の支払義務を認定した(平成25年12月11日千葉地裁平成24年(ワ)第1085号)

(社会法)

【22】原作の独占的利用権が控訴人に帰属し、それを基にテレビドラマ化する被控訴人の行為が控訴人の同権利を侵害する旨を告知したことが不正競争行為に当たるとして被控訴人がその告知、流布の差止を求め、原判決はその請求を全部認容、控訴人の控訴も棄却された(平成26年3月27日知財高裁平成25年(ネ)第10094号)

【23】Xが賞与の査定方法及び就業規則を変更し職能給制度としたところ、Yら(労働組合員)の賞与、賃金が減額となり、労働委員会で救済命令が認められ、Xはその取消しを請求した。査定の相当性の疑義に一応の立証があるがX的確な反証がないとして、請求は棄却された(平成23年8月25日東京地裁平成21年(行ウ)第396号)

(その他)

【24】複数の貸金業者に対する債務整理を受任した弁護士が一社について和解せず消滅時効を待つ方針を採ったことにつき説明義務違反として損害賠償請求された事案。最高裁は同説明義務違反を認め控訴審に差戻し、裁判所は第一審と同じ損害額を認め控訴を棄却した(平成25年10月3日福岡高裁平成25年(ネ)第423号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最二判平成26年03月28日 最高裁HP

平成25年(受)第442号 認知無効確認請求事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140328143457.pdf>

認知者は、民法786条に規定する利害関係人に当たり、自らした認知の無効を主張することができ、この理は、認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異なる。

(理由)

血縁上の父子関係がないにもかかわらずされた認知は無効というべきであるところ、自らの意思で認知したことを重視して認知者自身による無効の主張を一切許さないと解することは相当でない。また、血縁上の父子関係がないにもかかわらずされた認知については、利害関係人による無効の主張が認められる以上(民法786条)、認知を受けた子の保護の観点からみても、あえて認知者自身による無効の主張を一律に制限すべき理由に乏しく、具体的な事案に応じてその必要がある場合には、権利濫用の法理などによりこの主張を制限することも可能である。そして、認知者が、当該認知の効力について強い利害関係を有することは明らかであるし、認知者による血縁上の父子関係がないことを理由とする認知の無効の主張が民法785条によって制限されると解することもできない(最高裁平成23年(受)第1561号同26年1月14日第三小法廷判決・民集68巻1号登載予定参照)。

(2) 最一決平成26年04月14日決定 最高裁HP

平成25年(許)第26号 市町村長処分不服申立ての審判に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判・抗告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140417171943.pdf>

1 離婚時に子の親権者を他方配偶者と指定し、その後、同子が他方配偶者と養親との共同親権に服するようになった経過後、親権者でない側の実親が民法819条6項に基づく親権変更を申し立て、これが審判により確定したため、親権者でない(なかった)側の実親において同審判に基づき親権者変更を戸籍に反映させる届出を行ったところ、戸籍事務管掌者が不適法として不受理にした処分の適法性が争われた事案である(第1審は不適法とし、抗告審が適法とした)。

2 最高裁判所は、第一に、実子が共同親権に服するようになった後に民法819条6項に基づき親権者変更を申し立てることはできないと判断したが、同時に、これができる前提でなされた審判が確定した場合、同審判は直ちに無効となるわけではないから、同審判による形成力により親権変更が生じるとした。

3 最高裁判所は、第二に、上記前提に立ち、上記経緯による親権変更の届け出を受けた戸籍事務管掌者は、親権者変更の確定審判に基づく戸籍の届出について、当該審判が無効であるためその判断内容に係る効力が生じない場合を除き、当該審判の法令違反を理由に上記届出を不受理とする処分をすることができないとし、本件は無効である場合に当たらないから、不受理処分はできないと判断した。

(3) 大阪高判平成24年9月12日 金法1991号122頁

平成24年(ネ)第1012号 不当利得返還等請求控訴事件(原判決取消・請求棄却)

本件は、都市銀行であるYから投資信託を購入する旨の契約を締結したX(当時満60歳。2か月前に勤務先を退職。退職金約2100万円、預貯金約1000万円、自宅マンション所有。年額約200万円の年金受給者。)が、Yに対し、主位的には、この契約は無効(第1次的無効原因はXの意思無能力であり、第2次的無効原因は錯誤である。)であると主張して、不当利得返還請求権に基づき、予備的には、(1)この契約締結の際、Yの従業員のXに対する勧誘行為に適合性原則違反、説明義務違反及び断定的判断の提供の違法があったと主張して、不法行為(使用者責任)による損害賠償請求権に基づき、または、(2)金融商品の販売等に関する法律(平成18年法律第66号による改正前のもの)4条の損害賠償請求権に基づき(なお、予備的請求(1)と同(2)は選択的併合の関係にある。)、Xが上記契約に基づき支払った800万円から譲渡代金として受け取った382万3456円を控除した417万6544円と弁護士費用50万円の合計467万6544円及びこれに対する民法704条に基づく利息又は遅延損害金の支払いを求めた事案である。原審は、Xの主位的請求について、上記417万6544円からYがXに対し上記契約の分配金として支払った123万4577円を控除した294万1967円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める限度で理由があるとして、一部認容したため、Yがこれを不服として控訴した。

本判決は、まず、Xが意思無能力であったか否かにつき、Xは、アルコール依存の傾向がみられ、病院に入院中、相当程度理解力が欠けた時期があったことは窺えるものの、上記販売契約締結当時、意思能力がなかったと認めるに足りる証拠はないとし、Xの錯誤の有無についても、これを認めるに足りる証拠はないとして、これらXの主張を否定し、主位的請求は理由がないことに帰するとした。次に、予備的請求(1)につき、X及びその妻(当時満60歳)に投資経験がなかったことを考慮しても、Yの従業員がXに対して上記販売契約締結の勧誘をしたことをもって、Xの意向と実情に反

して、明らかに過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘したものであるとはいえないから、Xの適合性原則違反の主張は採用できないとし、また、Yの従業員は、Xに対する説明義務を果たしたといえ、Xの説明義務違反の主張も採用できず、断定的判断の提供の事実も認めるに足る証拠はないとした。さらに、予備的請求(2)につき、Yの従業員は、金融商品販売法3条1項1号に基づき、上記販売契約締結までに、REITオープン及び債券オープンの販売につき、Xが上記販売契約を締結するか否かの判断に影響を及ぼす重要事項である「金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標の変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、その旨及び当該指標」を説明すべき義務を負っていたといえるが、Yの従業員はこれについての説明をしているのであるから、Xの金融商品販売法3条1項1号の説明義務違反の主張は採用できないとした。結論として、Xの主位的請求を一部認容した原判決を取り消し、Xの主位的請求及び予備的請求(1)・(2)をいずれも棄却した。

(4)東京高判平成25年10月31日 金法1991号108頁

平成25年(ネ)第3408号 保証債務履行請求控訴事件(控訴棄却)

本件は、借主A及びBに対してそれぞれ融資を行った信用金庫Xが、信用保証協会Yに対して各保証債務の履行を求めたところ、Yが、借主A及びBは暴力団が実質的に経営していた会社であるとして、錯誤による保証契約の無効、保証条件違反による保証人の免責等を主張し、これを争った事案である。原審は、Xの請求を棄却したため、これを不服としたXが控訴した。

本判決は、主債務者が反社会的勢力でないことが契約の要素となる旨の条項が設けられていないことをもって、信用保証協会がそのことを理由とする要素の錯誤の主張をすることができないということにはならないとした上で、本件各消費貸借及び本件各保証は、金融機関や信用保証協会が、監督官庁の指導のもと反社会的勢力を排除するための契約条項を検討し公表するなどしていた時期に行われたものであること、Yが信用保証協会法に基づき中小企業者等の債務を保証することを主たる業務として設立された公的性格を有する法人であることを考慮すると、本件各保証が行われた当時、主債務者が反社会的勢力関連企業であることが判明していれば、Yにおいて信用保証することはなかったことが明らかであり、Xにおいてもそのことは当然に認識可能であったと考えられるから、主債務者が反社会的勢力関連企業でないことは本件各保証に係る法律行為の要素であり、YがXとの間で締結した保証契約の要素の錯誤たり得るとの判断を示した。

(5)東京高判平成25年12月18日 判例時報2210号50頁

平成25年(ネ)第4864号 受信料等請求控訴事件(一部取消、一部控訴棄却(上告受理申立て))

NHK(原告・控訴人)が平成15年7月ころにTV受信機を設置した者(被告・被控訴人、以下「設置者」)に対して受信料の支払いを求めて、主位的請求として、放送受信契約締結の申込みにより設置者との間で相当期間である2週間経過後に同契約が成立したとして設置翌月以降の受信料の支払を、第1次予備的請求として、設置者は放送受信契約締結の申込みに対する承諾義務があるとしてその承諾の意思表示を求めるとともに、これにより成立する同契約に基づき受信機設置時に遡及して支払義務のある未払受信料の支払を、第2次予備的請求として、設置者が受信料の負担をせずにNHKの放送を視聴し得る利益を得ているとして不当利得返還請求権に基づき未払受信料相当額の支払を、各請求した事案。裁判所は、主位的請求につき、承諾の意思表示がないにもかかわらず放送受信契約の成立を認めることはできないとする原判決の判示を引用し、受信契約の申込みの意思表示が受信契約成立の法律効果が生ずる形成権の行使であるとしたNHKの追加主張を含めて採用せず、第1次予備的請求の承諾の意思表示請求を認容し、未払受信料については、原判決は承諾の意思表示請求を認める判決確定時の適用受信料額で算出していたが、これを変更し、期間内の受信規約の改定に応じて各該当期間時点の受信規約の定める金額に応じて算出すべきである、として、NHKの第1次予備的請求を認めた。

(6)東京高判平成26年3月12日 金法1991号108頁

平成25年(ネ)第3489号、同第4956号 保証債務履行請求控訴、同附帯控訴事件(控訴棄却・附帯控訴に基づく拡張請求認容)

本件は、借主Aに対して融資を行ったX銀行が、Y信用保証協会に対して保証債務の履行を求めたところ、Yが、借主Aは暴力団が実質的に経営していた会社であるとして錯誤による保証契約の無効、保証条件違反による保証人の免責等を主張し、これを争った事案である。原審は、Xの請求を認容したため、これを不服としたYが控訴したものであるが、Xも附帯控訴し、原審における一部請求を全部請求に拡張した。

本判決は、たとえ主債務者(融資先)が反社会的勢力関連企業である場合であっても、XとYとの間で締結された本件保証契約について、(1)主債務者が反社会的勢力関連企業であることが、保証人の免責事由の中に定められておらず、Xはこのような場合であってもYが保証債務を履行するものと認識しており、Yも、Xがそのように認識していることを了解しつつ、何ら留保をすることなく、本件保証契約を締結しているなど、主債務者が反社会的勢力関連企業でないことが契約締結の前提条件とされていたということはできず、反社会的勢力関連企業である可能性は当事者間で想定され

ていて、そのことが判明した場合もYはそのリスクを負担して保証債務を履行することが契約の内容となっていたこと、(2)仮にYの内心が上記(1)と異なるものであったとしても、そのことは明示にも黙示にもXに対して表示されておらず、本件保証契約の内容となっていないことなどの事情が認められる本件においては、Yの意思表示が要素において錯誤があったとはいえ、本件保証契約が錯誤により無効であるとはいえないと判示した。

(7)東京地判平成25年10月29日 判例時報2211号54頁

平成24年(ワ)第26343号 損害賠償等請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

法定相続人の一人(以下、「X」と言う。)が、被相続人が通常貯金契約に基づきゆうちょ銀行(以下、「Y」と言う。)に預けていた貯金について、法定相続分に相当する金員の支払いを求めたが、Yがこれに応じないため、Yに対し、貯金契約に基づき貯金の払い戻しを求めるとともに、当該貯金の払い戻しを拒否したことが不法行為に当たるとして、不法行為に基づき10万円の弁護士費用の賠償を求めた。

本判決は、Xが、被相続人の子であることは当事者間に争いがなく、弁論の全趣旨によれば、他の相続人も被相続人の兄弟であるとは認められ、被相続人に他に相続人のあることの主張立証はないと述べ、貯金債権という金銭債権については、可分債権として、法定相続分に従った請求権を認めた。

また、本判決は、Xが、Yに対し、平成24年3月30日までに、相続人らを特定する書類を提出していたところ、遅くともその一月後の平成24年4月30日までは、当該貯金のうち法定相続分に従った割合については、Xに請求権が認められ、弁済期が到来していたものと考えら、遅延損害金の発生が認められる。

なお、Xは、Yが、他の相続人が同意をしていないという理由で、本件貯金の相続分に相当する部分の払い戻しを拒否し、交渉を打ち切ったことが不法行為に当たると主張しているが、以下の理由により、その訴えは棄却された。

金銭の支払債務を負っている者が、その債務を履行せず、これを拒絶する態度に出たからと言って、当然不法行為となると解すべきではない。民法第419条1,2項の定めに基づけば、金銭債務の履行遅滞による損害賠償の額は法定利率又は約定利率によるとされ、それを超える損害の賠償を請求できないと解すべきである。

これに照らせば、金銭債務の履行の拒絶が不法行為となるのは、例えば、履行が容易であるにもかかわらず、履行しなければ債権者に多大な損害を与えることを知りながら、債権者に害をなすことを主たる目的として履行を拒否したような場合など、履行拒絶行為が公序良俗に違反する態様でされたというべき特段の事情が認められる例外的な場合に限られると解するのが相当である。

上記認定の経過に基づいて検討すれば、Yの対応は、Xに対する積極的な害意に基づいて行ったものとはいえないことが明らかであり、払戻拒絶行為が公序良俗に違反する態様でされたというに足りる事情の主張立証はなく、不法行為に基づく請求は理由がないと判断した。

【知的財産】

(8)知財高判平成26年3月25日 裁判所HP

平成25年(行ケ)第10193号 審決取消請求事件(認容)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140328104107.pdf>

特許権者である原告が特許無効成立審決の取消を求めた事案であって、ソレノイド駆動ポンプの制御回路に関する特許発明が、携帯型パーソナルコンピュータ等の電子機器に関する刊行物1発明に基づいて当業者が容易に想到できたものであるかが争点となり、容易想到であるとした審決が取消された事案。

本件訂正発明は、ソレノイド駆動ポンプの制御回路に関する発明であり、ポンプの技術分野に属するものであって、その課題は、ユーザーが電源電圧の選択を必要とせず、かつ、種類が低減され、したがって、管理が容易なソレノイド駆動ポンプの制御回路を提供することである。これに対し、刊行物1発明は、パソコン等の電子機器に内蔵されたDC/DCコンバータの制御回路に関する発明であり、電子機器の技術分野に属する発明であって、その課題は、利用者の経済的負担を軽減でき、設置面積が少なくて済み、かつ様々な電源に対応可能な電源供給手段を備えた電子機器を提供することにある。

このように、刊行物1発明は、電子機器の技術分野に属するものであるのに対し、本件訂正発明はポンプの技術分野に属するものであるから、両者の技術分野は明らかに相違する。しかるに、審決は、交流電源を用いる電気機器において、電源電圧が異なっても同じ機器を使用できるようにするとの課題は周知の課題であることを理由として、ソレノイド駆動ポンプにも上記課題があるとする。しかし、これは技術分野を特定しない交流電源を用いる電気機器における課題であって、ポンプの技術分野における課題ではないし、ポンプの技術分野において当然に要求される課題であることを示す証拠もない。

そもそも、本件訂正発明が属するポンプの技術分野における当業者が、ポンプとは明らかに技術分野が異なる電子機器に関する刊行物1に接するかどうかも疑問であり、また、仮に、ポンプの技術分野における当業者が刊行物1に接したとしても、刊行物1発明は、携帯型パーソナルコンピュータ等の電子機器に関するものであり、刊行物1には、ポ

ンプについての記載はなく、刊行物1発明が技術分野の異なるポンプに対しても適用可能であることについてはその記載もなければ示唆もない。したがって、携帯型パーソナルコンピュータ等の電子機器に関する刊行物1発明をポンプに適用しようとする動機付けもないといわざるを得ない。

以上によれば、刊行物1発明を本件訂正発明の相違点1に係る構成とすることが容易想到であるとした審決の前記判断は誤りである。

(9)知財高判平成26年3月26日 裁判所HP

平成25年(行ケ)第10172号 審決取消請求事件(認容)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140328094458.pdf>

特許無効審判の請求人である原告が特許無効不成立審決の取消を求めた事案であって、甘味閾値の測定方法が訂正明細書に記載されていなくとも、特許請求の範囲に記載の「甘味を呈さない量」が特許法36条6項2号の明確性の要件を満たすか否かが争点となり、明確性の要件を満たすとした審決が取消された事案。

本件訂正発明である「茶、紅茶及びコーヒーから選択される渋味を呈する飲料に、スクラロースを、該飲料の0.0012 0.003重量%の範囲であって、甘味を呈さない量用いることを特徴とする渋味のマスクング方法。」について、審決は、「本件訂正特許明細書には甘味閾値の定義はされていないが、甘味閾値は、極限法により求められるものであり、濃度の薄い方から濃い方に試験し(上昇系列)、次に濃度の濃い方から薄い方に試験し(下降系列)、平均値を用いて測定するのが一般的であると認められることから、本件訂正特許明細書に具体的測定方法が定義されていないなくとも、本件出願当時の技術常識を勘案すると不明確であるとまで断言することはできない。」と判断した。

しかし本判決では、甘味閾値の測定方法が訂正明細書に記載されていなくとも、極限法で測定したと当業者が認識するほど、極限法が甘味の閾値の測定方法として一般的であるとははいえず、また、極限法は人の感覚による官能検査であるから、測定方法等により閾値が異なる蓋然性が高いことを考慮するならば、特許請求の範囲に記載されたスクラロース量の範囲である0.0012 0.003重量%は、上下限界が2.5倍であって、甘味閾値の変動範囲(ばらつき)は無視できないほど大きく、「甘味の閾値以下の量」すなわち「甘味を呈さない量」とは、0.0012 0.003重量%との関係でどの範囲の量を意味するのか不明確であると認められるから、結局、「甘味を呈さない量」とは、特許法36条6項2号の明確性の要件を満たさないものと判示した。

(10)大阪地判平成26年3月27日 裁判所HP

平成24年(ワ)第13709号 損害賠償等請求事件(一部認容)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140328161913.pdf>

カイザードーム社から仕入れた原告商品のノンアルコールビールにつき、輸入者が原告であることのほか品名・原材料などが記載された側面表示部分に、輸入者が被告であることなどを記載したシールを貼付の上販売した被告の行為は、原告の商標権(「PRIME SELECT」、「PURE & FREE」)を侵害するものであるとして、商標権侵害の不法行為に基づき損害賠償の支払を求めた事案で、損害金額の算定が争点となった。

原告は、被告商品の販売による損害のほか、被告が原告の得意先であるはまゆう物産に対し、被告商品を1缶10円での取引を働きかけたため、原告商品の販売単価が平均56円であったにもかかわらず、はまゆう物産に対しては20円まで値下げして販売せざる得なくなったとし、同値下げ分も商標権侵害によって原告が被った損害である旨主張したが、裁判所は、被告の行為と原告が単価20円で原告商品を販売したこととの因果関係を否定し、被告が本件商標権の侵害品である被告商品の販売によって得た利益として、売上げの542万4666円から、仕入額152万1307円及びその他の費用108万8421円を控除した281万4938円から、その30%に当たる84万4481円を、カイザードーム社からの無効審判請求において不正の目的(商標法4条1項19号)によるものと認定の上で無効とされている「PROSTEL」の文字標章が商標的に使用されていることを理由に寄与度減額をし、商標法38条2項により算定される原告の損害額として197万0457円と認定した。

【民事手続】

(11)東京高判平成24年6月28日 金法1990号130頁

平成23年(ネ)第7656号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却)

本件は、X社が、Y社において、A社とB社との間の匿名組合契約上の地位をAから1円の代価で譲り受けたことにより、XとAとの間で締結していた共同事業協定に基づくXの利益分配等請求権を侵害したと主張して、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償金21億4471万9960円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた事案である。Yは、同社について民事再生手続が開始され、再生計画の認可決定も確定していたところ、Xの主張する損害賠償請求債権は再生債権として届出がなく、再生計画にも定めがないとして、民事再生法178条本文による免責の抗弁を主張して、Xの請求を争っ

ており、これに対し、Xは、Yは上記損害賠償請求債権の存在を知っていたのに、これを同法101条1項所定の認否書に記載しなかったとして、同法181条1項3号による免責の効果の不発生を再抗弁として主張していた。原審は、Yについて再生計画の認可決定が確定しているが、上記損害賠償請求債権は届出がなされておらず、民事再生法101条3項の規定により認否書に記載すべき債権に当たるとも認められないから、同法178条本文によりYは免責されるとして、Xの請求を棄却したところ、これを不服としたXが控訴した。

本件においては、Yが、Aとの間で上記地位譲渡契約を締結した時点において、XとAとの間に共同事業協定があり、その利益分配が行われる可能性があることを認識することが可能な状況にあったとは到底認めることができず、Xが、Yについて民事再生手続が開始したことを容易に知り得たにもかかわらず、上記損害賠償請求債権を届け出しておらず、また、本訴を提起した時点までに、Yに対して上記損害賠償請求債権に基づく請求をした事実も認められないことを併せ考慮すると、上記損害賠償請求債権につき再生債務者であるYに対し免責の効果を付与することが、再生債権者であるXとの関係で、不公平で相当性を欠くことになることは到底判断することはできないので、Yの民事再生手続において、Xの上記損害賠償請求債権を民事再生法101条3項所定の知れたる債権として認否書に記載すべき義務がYにあったということとはできないと判示した。

(12)東京高判平成25年7月19日 判例時報2209号106頁

平成25年(ラ)第1260号 担保取消申立却下決定に対する抗告事件(取消・確定)

XはAの申し立てた損害賠償請求事件で仮執行宣言付きの敗訴判決を受け、知財高裁に控訴するとともに東京地裁に強制執行の停止の申立をし、担保を立て、控訴審判決まで強制執行停止の決定を得た。知財高裁は、第一審判決の認否額を減額したもののXにAに対する賠償を命じる判決をしたため、XはAの代理人に対し控訴審判決に従い損害賠償金及び遅延損害金の全額を弁済した。最高裁はXの上告提起ないし上告受理の申立を棄却ないし不受理決定をし控訴審判決は確定した。Xは東京地裁に対し前記弁済により民事訴訟法405条2項が準用する同法79条1項に基づき担保事由が消滅したとして担保取消を申し立てたが、東京地裁は、上訴に伴う執行停止の場合、その後の訴訟手続において担保提供者の勝訴判決が確定した場合又はそれと同視すべき場合をいっ一部勝訴にとどまる場合はこれにあたらぬ等を理由に却下した。

抗告審は、前記事実経過を認定のうえ、Xが控訴審判決後に同判決により命じられた賠償金及び遅延損害金の全額を弁済し、前記控訴審判決が確定したからAがXに対し損害賠償請求権を行使する余地がなくなったことは明らかでありXの立てた担保の事由が消滅したものと認め、原決定を取消し、担保取消の申立てを認めた。

【刑事法】

(13)最二決平成25年12月18日 判例タイムズ1397号96頁

平成25年(医へ)第34号 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による医療を行わない旨の決定に対する抗告棄却決定に対する再抗告事件(抗告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140128090553.pdf>

医療観察法に基づく入院等申立事件において、原々審は、殺人未遂行為及び心神喪失状態(アルツハイマー型認知症)にあったことを認めたが、医療を行う必要性が認められないとし医療不実施の決定をしたところ、対象者は殺意の認定に事実誤認があるとして抗告を申し立てた。原決定は、医療不実施決定は対象者に義務や負担を課す等の法律上の不利益を与えるものではなく、これに対し対象者においてその取り消しを求めて上訴をすることは上訴の利益を欠くとし、不適法却下とした。対象者は、医療不実施決定で対象行為が認定されれば、精神保健福祉法上の措置入院等の可能性があり、対象者に不利益である等とし、再抗告を申し立てたが、本決定は、医療不実施決定に対しては、対象行為の認定を争うものであっても抗告が許されないとした原決定は正当であるとし、棄却した。

(14)最二判平成26年3月28日 最高裁HP

平成25年(あ)第3号 詐欺被告事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140402162917.pdf>

暴力団関係者の利用を禁止しているゴルフ場において暴力団関係者であることを申告せずに施設利用を申し込む行為が、詐欺罪にいう人を欺く行為には当たらないとされた事例

(事案)

暴力団員である被告人は、(1)同じ組のDらと共にB倶楽部に行き、それぞれがビジター利用客として「ビジター受付表」に氏名等を記載し(2)E(Cクラブ会員)らと共にCクラブに行き、「ビジター控え」に氏名を記入し、それぞれ従業員に提出して各ゴルフ場の施設利用を申し込んだが、各受付票に暴力団関係者であるか否かを確認する欄はなく、暴力団関係者でないかを各従業員が確認したり、被告人自ら暴力団関係者でない旨虚偽の申出をしたりすることもなかった。被告人は詐欺利得罪で起訴された。第1審は詐欺利得罪の成立を認め、原判決もこれを是認した。

被告人が上告した。

(判旨)

暴力団関係者であるビジター利用客が、暴力団関係者であることを申告せずに、一般の利用客と同様に、氏名を含む所定事項を偽りなく記入した「ビジター受付表」等をフロント係の従業員に提出して施設利用を申し込む行為自体は、申込者が当該ゴルフ場の施設を通常の方法で利用し、利用後に所定の料金を支払う旨の意思を表すものではあるが、それ以上に申込者が当然に暴力団関係者でないことまで表しているとは認められず、被告人及びDによる各施設利用申込み行為は詐欺罪にいう人を欺く行為には当たらないから、被告人は無罪である。

(15)最二小決平成26年3月28日 最高裁HP

平成25年(あ)第725号 詐欺被告事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140402163450.pdf>

入会の際に暴力団関係者を同伴しない旨誓約したゴルフ倶楽部会員において、同伴者が暴力団関係者であることを申告せずに同人に関するゴルフ場の施設利用を申し込み、施設を利用させた行為が、刑法246条2項の詐欺罪に当たるとされた事例

(事案)

被告人は、(1)無職であるのに有職者と偽ってクレジットカードの交付を受け(2)ゴルフ倶楽部の会員Aと共謀の上、暴力団構成員であることを秘し、Aが従業員に組合せ表を提出し、被告人への署名簿への代署を依頼してゴルフ場利用契約を成立させた上施設を利用したとして、詐欺罪で起訴された。第1審は(1)につき有罪、(2)につき無罪とし、弁護士、検察官共に控訴した。原審は(1)・(2)共に詐欺罪を成立させ、弁護士が上告した。

(判旨)

(2)について、入会の際に暴力団関係者の同伴、紹介をしない旨誓約していた本件ゴルフ倶楽部の会員であるAが同伴者の施設利用を申し込むこと自体、その同伴者が暴力団関係者でないことを保証する旨の意思を表している上、利用客が暴力団関係者かどうかは、本件ゴルフ倶楽部の従業員において施設利用の許否の判断の基礎となる重要な事項であるから、同伴者が暴力団関係者であるのにこれを申告せずに施設利用を申し込む行為は、その同伴者が暴力団関係者でないことを従業員に誤信させようとするものであり、詐欺罪にいう人を欺く行為にほかならず、これによって施設利用契約を成立させ、Aと意を通じた被告人において施設利用をした行為が刑法246条2項の詐欺罪を構成することは明らかであるから、詐欺罪の共謀共同正犯が成立するとした原判断は正当であり、上告は棄却する。

(16)最二決平成26年4月7日 最高裁HP

平成24年(あ)第1595号 詐欺被告事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140410093141.pdf>

約款で暴力団員からの貯金の新規預入申込みを拒絶する旨定めている銀行の担当者に対し、暴力団員であるのに暴力団員でないことを表明、確約して口座開設等を申し込み通帳等の交付を受けた行為が、詐欺罪に当たるとされた事例

(事案)

暴力団員である被告人は、郵便局に対し、総合口座利用申込書の「私は、申込書3枚目の内容(反社会的勢力でないことなど)を表明・確約した上、申込みます。」と記載のある「おなまえ」欄に氏名を記入し、提出して総合口座通帳・キャッシュカードの交付を受けたことで詐欺罪で起訴された。第1審判決は詐欺罪に当たるとしたため、弁護士が控訴した。原判決は第1審判決を是認し、弁護士が上告した。

(判旨)

総合口座の開設並びにこれに伴う総合口座通帳及びキャッシュカードの交付を申し込む者が暴力団員を含む反社会的勢力であるかどうかは、本件局員らにおいてその交付の判断の基礎となる重要な事項であるというべきであるから、暴力団員である者が、自己が暴力団員でないことを表明、確約して上記申込みを行う行為は、詐欺罪にいう人を欺く行為に当たり、これにより総合口座通帳及びキャッシュカードの交付を受けた行為が刑法246条1項の詐欺罪を構成することは明らかであるから、原判断は正当であり、上告は棄却する。

(17)大阪地判平成22年9月10日 判例タイムズ1397号309頁

平成21年(わ)第3275号 虚偽有印公文書作成,同行使被告事件(無罪・確定)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120319113319.pdf>

被告人(厚生労働省課長)は、部下職員及び実体のない障害者団体の会長等と共謀の上、同団体が郵便割引の適用のある団体である旨等を記載した内容虚偽の心身障害者団体用の郵便割引に関する公的証明書を発行したとして虚偽有印公文書作成・同行使被告事件として起訴された(郵便不正事件)。本判決は、共謀の事実につき、客観的な証拠、証拠上明らかに認められる事実との適合性、合理性という観点を中心に詳細な検討を加えた上で、被告人と共犯者とされ

る者との間の共謀認定につながる検察官主張事実は認定することができないとし、被告人が本件犯行に及ぶことが不自然であるとみることでもできる事実や、部下職員が独断で本件公的証明書を作成しても不自然ではないことを示す事情も見られることから、部下職員が被告人の指示により本件の公的証明書を発行した事実は認められず、共謀の事実は認定できないとし、無罪とした。

(18)大阪地判平成23年10月31日 判例タイムズ1397号104頁

平成21年(わ)第6154号 現住建造物等放火,殺人,殺人未遂被告事件(有罪・控訴(後控訴棄却・上告))

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120119153129.pdf>

被告人は、無差別殺人を企て営業中のパチンコ店にガソリンを撒いて火を放ち、5名を死亡させ、10名に傷害を負わせた(現住建造物等放火,殺人,殺人未遂。此花区パチンコ店放火殺人事件)。本件は裁判員裁判であったが、本判決は、被告人はあらゆる利害得失を考えた上で犯行に及ぶことを選択し、極めて合理的に行動しており、主体的に判断して行動できたことは明らかである等として、完全責任能力を認めた上で、絞首刑の憲法適合性につき、憲法36条の定める「残虐な刑罰」は考え得る執行方法の中でも特にむごたらしい場合、即ち、非人間的・非人道的で、通常の人間的感情を有する者に衝撃を与える場合に限られ、そのようなものでない限り、どのような方法を選択するかは立法裁量の問題である、絞首刑には前近代的なところがあり、死亡するまでの経過において予測不可能な点はあるが、「残虐な刑罰」には当たらない、絞首刑によって受刑者の頭部が離断するのは極めて稀な例外的な場合であり、断頭刑ということはできず、憲法31条にも反しない等とし、合憲とし、死刑を言い渡した。

【公法】

(19)東京高判平成25年8月8日 判例時報2211号16頁

平成25年(行コ)第60号 損害賠償等(住民訴訟)請求控訴事件(一部取消・請求棄却(上告))

先行の住民訴訟として、檜原村が、囑託員に対し、賃金及び諸手当を支給していたところ、村会議員の一人が村長に対し、当該賃金等が高すぎで違法であるとして、村長個人に対する損害賠償の請求がなされていた。

当該先行の住民訴訟は、東地判平成19年4月27日により請求が棄却されていたが、東高判平成20年12月24日は、地方自治法上、囑託員に「諸手当」を支払うことは認められていないとして、当該賃金等のうち諸手当として支給された二年分の合計756万3800円につき、村長は村長個人に対し損害賠償を請求すべきことが命じられた。

その後、村長は、最高裁に上告受理の申立てをする一方、村議会は、村長個人に対する損害賠償請求権を放棄する旨の議決をし、村長が債権放棄の意思表示をした。

本件は、上記の村議会による議決は違法であるとし、檜原村代表監査委員を被告として、村を代表して村長個人に損害賠償請求権の支払いを求める訴訟を提起することと、その訴訟の提起を怠っていることが違法であるとの確認を求めたものである。

原審(判例時報2189号29頁)は、上記の訴えを却下したが、の違法確認請求については、囑託員に対する諸手当の支給は違法であり、最高裁に上告受理の申立てをした直後の時期に、村の財政に影響を及ぼす債権放棄をした村議会の議決には十分に合理的な理由があったとはいえないなどして、議決を違法とし、債権放棄は無効と判断した。

これに対し、本判決は、(1)囑託員に支払われた諸手当は地方自治法で支給できないとされているため、違法であり、村長に最終的な責任はあるが、囑託員の雇用は村の財政健全化の一環として行われ、賃金等は村の歳出削減に必要なかつ有益であり、その額も職務に照らして不当に高額ではなく、村における従前の取り扱いを踏襲したものであって、村の関係者の多くは村長の個人的な過失ではなく、村としての組織の責任と受け止めていること、(2)裁判所の司法判断を軽視したのではなく、村の実情を知る村議会の政治的判断として、異論も十分に踏まえた上、村に及ぼす利害得失を総合的に勘案した上でなされたものであること、(3)債権を行使した場合には、村の職員に萎縮効果などが生じ、行財政改革にも水を差すという弊害があるのに対し、債権を放棄した場合でも村の財政に及ぼす実際の影響は限定的であり、弊害が少ないこと、(4)村では先行の住民訴訟における控訴審判決を真摯に受け止め、これを踏まえて是正措置等を講じており、債権を放棄することは、地方自治法の趣旨等に照らして不合理で大きな影響を及ぼすようなものではないことなどを理由として、債権放棄は有効と判断した。

(20)東京地判平成25年9月12日 判例時報2210号40頁

平成24年(行ウ)第303号 譲渡所得非課税承認申請に係る不承認処分取消請求事件(棄却(控訴))

公益財団法人に対し株式を寄付し、租税特別措置法(平成20年法律第23号による改正前のもの)第40条1項後段の規定による譲渡所得の非課税の承認申請をしたところ、国税庁長官が不承認処分をしたため、その取消を求めた事案において、同承認を受けるためには上記条項を受けた租税特別措置法施行令(平成20年政令第161号による改正前のもの)第25条の17第2項各号の定める要件を全て満たす必要があるところ、同項1号「当該贈与又は遺贈が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他の増進に著しく寄与すること。」という要件(「公益増進に關す

る要件」),同項2号「当該贈与又は遺贈に係る財産...が,当該贈与又は遺贈があった日以後2年を経過する日までの期間(やむを得ない事情がある...場合には,...国税庁長官が認める日までの期間)内に,当該法人の当該事業の用に供され,又は供される見込みであること。」という要件(「事業供用に関する要件」)の各該当性,手続的違法の有無,が争点となった。裁判所は,株式等のように財産の性質上その財産を直接公益事業の用に供することができないものである場合には,各年の配当金等その財産から生ずる果実の全部が当該公益事業の用に供されるかどうかにより判定し,この場合,各年の配当金等の果実の全部が当該公益事業の用に供されるかどうかは,当該果実の全部が直接かつ継続して当該公益事業の用に供されるかどうかにより判定することに留意する旨の国税庁長官「租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて(法令解釈通達)」の定めは合理的な指針であると見做し,株式寄付後の2年内の配当金が合計2750万円であったのに対し,公益財団法人が助成金として支給したのが合計1928万3200円と約70%に過ぎず,配当金が2年以内に全額助成金として支給されているということとはできず,同株式が同法人の公益事業の用に直接供されたとはいえない,事業供用に関する要件を知らなかったとの事情をもって「やむを得ない事情」があるとは言えない,として,事業供用に関する要件該当性を否定し(そのため公益増進に関する要件の該当性は判断されていない),手続的違法もないとして,国税庁長官の不承認処分を適法と認めた。

(21)千葉地判平成25年12月11日 判例時報2211号107頁

平成24年(ワ)第1085号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

千葉県がんセンターの手術管理部に所属する麻酔科医であった原告が,手術管理部の部長から,同センターで実施する一切の手術の麻酔の担当から外すなどの報復措置を受け,退職を余儀なくされたとして,千葉県に対して,国家賠償法1条1項又は民法715条に基づき,金200万円の損害賠償を求めた。

原告は,同部で実施されている歯科医師の医科麻酔科研修が,厚生労働省の定める研修のガイドラインに違反する態様で実施されている旨を,手術管理部の部長を経由することなく,千葉県がんセンター長に上申したところ,それ以来,手術管理部の部長から,同センターで実施する一切の手術の麻酔の担当から外すなどの報復措置を受け,原告は,同センター長に退職を申し出て,退職することとなった。

手術室予定表を作成する権限は,専門性の高い公立医療機関である同センターの職員である手術管理部の部長が,同センターにおける一切の手術の担当麻酔医を定めるものであって,適切な医療行為の提供,有能な麻酔医の指導育成等の見地から行使すべきものであり,職員相互間の個人的な報復の手段に用いることが許されないことはいうまでもない。

手術管理部の部長の上記行為は,その権限を濫用するものであって,国家賠償法1条1項の違法行為に当たるといふべきであるとして,慰謝料50万円の支払義務があることと認めた。

【社会法】

(22)知財高判平成26年3月27日 裁判所HP

平成25年(ネ)第10094号 著作権確認等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成24年(ワ)第16442号)(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140331101455.pdf>

本件原作の独占的利用権が控訴人に帰属する旨並びに本件原作を基に実写映画及びこれに派生した実写テレビドラマシリーズを製作する被控訴人の行為が控訴人の独占的利用権を侵害する旨を告知したことが不正競争防止法2条1項14号所定の不正競争行為に当たると主張して,同法3条1項に基づく告知,流布の差止めを求めたが,原判決が被控訴人の請求を全部認容したため,控訴人がこれを不服として控訴した事案。

控訴人は,本件通知書は,被控訴人が作家の許諾を得ずに映画化をすることができるかのような主張を繰り返していたために,その点に異議を述べたもので,本件原作について被控訴人が権利を有するか否かについて記載したものではない旨主張したが,控訴人は,被控訴人に対し,被控訴人が本件実写映画化権の譲渡の登録を受けたことを知った後も,被控訴人の本件実写映画化権に基づく映画の製作行為が,A作品の「子連れ狼」に関する控訴人の権利を否定するものであり,被控訴人の行為に対して法的措置及び大手メジャー映画会社,配給会社を含むマスコミに対する権利表明等あらゆる手段をもって阻止する旨を通知していること,控訴人が本件訴訟においても被控訴人の主張を争っていることに照らすと,控訴人による本件各記載と同旨の事実の告知及び流布による不正競争行為により被控訴人の営業上の利益が侵害されるおそれがあると認められる,として,本件控訴は棄却された。

(23)東地判平成23年8月25日 判例タイムズ1397号115頁

平成21年(行ウ)第396号 不当労働行為救済命令取消請求事件(請求棄却(控訴))

Xが平成16年1月に賞与の査定方法及び就業規則を変更し,人事考課に基づく職能給制度としたところ,Yら(労働組合員)の賞与は以前と比べて低額になり,賃金も月額9600円ないし15000円の減額となったため,Yらは不当労働行為にあたるとして労働委員会に救済命令を申し立て,認められ,Xはこれを不服として取消しを求めた。本判決

は、労組法7条1号の「不利益な取扱い」については組合側においてYらの査定が不相当であることを立証しなければならぬが、使用者との間の査定に関する情報量の差を考慮すれば、査定について相当性に多大な疑問があることについて一応の立証がされているのに、使用者からの確かな反証がなされていなければ上記立証がなされたと評価できるとし、本件では、Xからの確かな反証がなされておらず、Xと組合とが継続的対立関係にあったこと等からすれば、組合員であること又はその組合活動を嫌悪し、経済的不利益を課す意図に基づいて行ったものと認めるのが相当であるとし、請求を棄却した。

【その他】

(24) 福岡高判平成25年10月3日 判例時報2210号60頁

平成25年(ネ)第423号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却(上告・上告受理申立て))

複数の貸金業者に対する債務整理を受任した弁護士が、一部業者から過払い金を回収し、残債務が残る業者のうち一社とは和解を成立させたが、残る一社については和解せず、消滅時効を待つ方針を採ったことにつき、弁護士の説明義務違反等の債務不履行に基づく損害賠償請求をした事案につき、最高裁判所が法律事務を受任した弁護士の委任契約上の説明義務違反を認め、事件を控訴審に差し戻した判決(最高裁第三小法廷平成25年4月16日判決、法務速報144号37番、判例時報2199号17頁)の差戻控訴審。裁判所は、弁護士の説明義務違反の債務不履行責任を前提とし、依頼者の損害の有無及び金額につき審理し、慰謝料20万円、弁護士費用2万円の損害を認め(第一審判決と同じ結論)、控訴を棄却した。

【紹介済み判例】

知財高判平成23年6月9日 判例タイムズ1397号269頁

平成22年(行ケ)第10322号 審決取消請求事件(請求棄却・確定)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110615115959.pdf>

法務速報130号11番にて紹介済み

知財高判平成23年6月23日 判例タイムズ1397号245頁

平成22年(ネ)第10089号 特許権侵害差止等請求控訴事件(変更・上告, 上告受理申立)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110701142844.pdf>

法務速報124号9番にて紹介済み

東地判平成23年9月14日 判例タイムズ1397号168頁

平成21年(ワ)第27113号 根拠当権設定登記抹消登記等請求事件(請求棄却・控訴)

法務速報150号6番にて紹介済み

最二判平成25年7月12日 金法1990号126頁

平成24年(行ヒ)第156号 差押処分取消, 国家賠償等請求事件(上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130910100145.pdf>

法務速報147号16番で紹介済み。

最二判平成25年9月13日 判例時報2209号102頁

平成23年(受)第2543号 求償金請求事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130913141949.pdf>

法務速報149号2番で紹介済み

最二判平成25年9月13日 判例タイムズ1397号92頁

平成23年(受)第2543号 求償金請求事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130913141949.pdf>

法務速報149号2番にて紹介済み

最二判平成25年9月13日 金法1990号114頁

平成23年(受)第2543号 求償金請求事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130913141949.pdf>

法務速報149号2番で紹介済み

最一決平成25年10月21日 判例時報2210号125頁
平成24年(あ)第724号 覚せい剤取締法違反,関税法違反被告事件(上告棄却)
法務速報150号22番で紹介済み

最一決平成25年10月21日 判例タイムズ1397号98頁
平成24年(あ)第724号 覚せい剤取締法違反,関税法違反被告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131125144912.pdf>
法務速報150号22番にて紹介済み

最二判平成25年10月25日 判例タイムズ1397号88頁
平成24年(行ヒ)第187号 徳島県収用委員会裁決取消請求事件(破棄自判)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131212154640.pdf>
法務速報151号22番にて紹介済み

最三決平成25年12月10日 判例時報2210号27頁
平成25年(許)第5号 戸籍訂正許可申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)
法務速報152号2番で紹介済み

最三判平成25年12月10日 判例時報2211号3頁
平成24年(受)第1311号 損害賠償請求事件(上告棄却)
法務速報152号21番で紹介済み

2. 平成26年(2014年)4月20日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 186 2

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律

・・・過疎地域自立促進特別措置法につき、過疎地域の要件の追加、過疎地域自立促進のための地方債の対象経費として市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所等の整備に要する経費を追加すること等を定めた法律。

・参法 186 3

水循環基本法

・・・水循環に関する施策の基本理念、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務、水循環に関する基本的な計画の策定、水循環政策本部の設置等を定めた法律。

・参法 186 4

雨水の利用の推進に関する法律

・・・雨水の利用の推進に関する国等の責務、基本方針等を定めた法律。

・閣法 185 19

国家公務員法等の一部を改正する法律

・・・国家公務員の人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備、内閣総理大臣補佐官に関する規定の整備及び大臣補佐官に関する規定の創設等を定めた法律。

・閣法 186 3

雇用保険法の一部を改正する法律

・・・雇用保険制度において、基本手当、就業促進手当、教育訓練給付、育児休業給付金の給付の拡充、暫定措置の新設、延長等を定めた法律。

・閣法 186 4

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律

・・・奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成31年3月31日まで延長すること、交付金制度の創設等を定めた法律。

・閣法 186 5

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律

・・・沖縄に対しての課税の特例に関し、経済金融活性化特別地区に係る特例措置の創設、情報通信産業振興計画等を沖縄県知事が定めることとすること、航空機燃料税の軽減措置の対象となる路線の範囲を拡大すること等を定めた法律。

・閣法 186 6

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

・・・在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額等を改定することを定めた法律。

・閣法 186 12

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

・・・成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成31年3月31日まで延長することを定めた法律。

・閣法 186 13

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

・・・下級裁判所の判事の員数の増加、裁判官以外の裁判所の職員の員数の減少を定めた法律。

・閣法 186 14

少年法の一部を改正する法律

・・・家庭裁判所の裁量による国選付添人制度, 検察官関与制度の対象事件の範囲の拡大, 少年に対する不定期刑の長期と短期の上限の引上げ等を定めた法律。

・閣法 186 15

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

・・・少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額の拡大, 暫定関税率の適用期限の延長等を定めた法律。

・閣法 186 16

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

・・・国際開発協会の第17次増資に伴い, 日本が追加出資を行い得るための所要の措置等を定めた法律。

・閣法 186 17

貿易保険法の一部を改正する法律

・・・出資外国法人等による販売, 賃貸, 仲介貿易, 技術提供に伴う危険を保険する出資外国法人等貿易保険の新設, 普通輸出保険, 輸出代金保険, 仲介貿易保険を普通貿易保険, 貿易代金貸付保険に再編すること等を定めた法律。

・閣法 186 18

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法

・・・日本の事業者の交通事業等に関する海外市場への参入の促進を図り, 日本の経済の持続的な成長に寄与することを目的とする法人として, 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構を設立することを定めた法律。

・閣法 186 26

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案

・・・中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業や中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度, これに係る支援措置の創設, 中心市街地に係る通訳案内士制度の創設等を定めた法律。

・閣法 186 30

電波法の一部を改正する法律案

・・・電波利用料の額の改定, 災害時に非常通信を行う無線局等に係る手数料等の免除, 技術基準適合証明等の表示方法に係る規定の整備等を定めた法律

・閣法 186 31

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律

・・・次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長, 一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設, 母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充, 児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等を定めた法律。

・閣法 186 32

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律

・・・差別的取扱い禁止の対象となる通常の労働者と同視すべき短時間労働者について, 期間の定めのない労働契約を締結していることの要件を削除し, 事業主等に対する国の援助, 短時間労働援助センターを廃止すること等を定めた法律。

・閣法 186 34

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律

・・・外国法律事務弁護士が社員となり, 外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人の制度の創設を定めた法律。

・閣法 186 36

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律

・・・特定核燃料物質をみだりに輸出入する行為等の処罰等を定めた法律。

・閣法 186 41

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律

・・・義務教育諸学校の教科用図書の採択制度につき,二以上の市町村の区域を併せた採択地区内の市町村の教育委員会は採択地区協議会を設けなければならないこととすること等を定めた法律。

・閣法 186 42

私立学校法の一部を改正する法律案

・・・私立学校の理事の忠実義務,学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が当該学校法人に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができること等を定めた法律。

・閣法 186 43

森林国営保険法等の一部を改正する法律

・・・政府が行う森林保険に係る事業の独立行政法人森林総合研究所への移管,森林国営保険法の規定の整備,森林保険特別会計を廃止すること等を定めた法律。

3.4月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

坂野征四郎/富永忠祐 編著 三協法規 488頁 5,508円
別表 第一・第二対応 家事事件の全容と申立書等記載例集

銀座第一法律事務所 編 中央経済社 318頁 3,672円
サービス付き高齢者向け住宅の法律Q&A

松浦裕介 著 民事法研究会 229頁 2,484円
事例に学ぶ建物明渡事件入門 権利実現の思考と実務

植松 勉 編著 新日本法規 400頁 4,860円
企業のための契約条項有利変更の手引

鈴木克昌 編 中央経済社 598頁 7,128円
上場株式取引の法務

ホワイト&ケース法律事務所 編著 税務経理協会 435頁 4,536円
TK-GKストラクチャーによる不動産SPCの法務・税務Q&A

4.4月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

大貫裕之/宇佐見方宏 編著 弘文堂 398頁 3,564円

事例別 実務 行政事件訴訟法

日本弁護士連合会行政訴訟センター 編 青林書院 555頁 6,048円

実例解説 行政関係事件訴訟 最新重要行政関係事件実務研究

小泉直樹/末吉 互 編 有斐閣 247頁 2,880円

実務に効く 知的財産判例精選

浅井 隆 編著 新日本法規 406頁 4,860円

最新裁判例にみる職場復帰・復職トラブル予防のポイント

日本子ども家庭総合研究所 編 有斐閣 559頁 4,320円

子ども虐待対応の手引き 平成25年8月厚生労働省の改正通知

商事法務 編 商事法務 260頁 2,592円

全国版 法律事務所ガイド 2014

5. 発刊書籍<解説>

「企業のための契約条項有利変更の手引」

不動産取引, 動産取引, 担保権設定, 業務委託, 人事労務, 電子商取引, 販売権提供, 事業譲渡, 国際取引についての契約書の雛形と各当事者に有利となる条項の変更例が解説されている。

「実務に効く 知的財産判例精選」

特許法・実用新案法, 不正競争防止法, 著作権法, パブリシティ, 国際裁判管轄・準拠法について, 最新重要判例が解説されてる。

特許法, 実用新案法については, クレーム解釈, 間接損害など12の項目について, 著作権法については, 依拠性, 類似性, 侵害主体及び著作者人格権などについて解説されている。

「全国版 法律事務所ガイド 2014」

札幌から鹿児島まで, 全国の一定規模以上の法律事務所について, 事務所の理念・沿革, 所属弁護士のプロフィール, 専門分野・取扱事件, 顧問先などが記載されており, 本邦初の内容となっている。

